

租税特別措置法に創設された特別控除の適用に伴う附則の一部改正について

1 概要

本年3月31日に公布された地方税法施行令の一部改正に伴い、租税特別措置法に創設された特別控除を国民健康保険税に適用させるため、小平市国民健康保険条例を一部改正するもの。

2 改正の内容

国民健康保険税の課税においては、租税特別措置法を基に長期譲渡所得の金額を算定しており、創設された特別控除を長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に適用させるため、国民健康保険条例の附則第4項を改正する。

また、附則第5項においても附則第4項の読み替え規定があるため、併せて改正する。

3 施行期日

令和3年1月1日